

20歳になったら国民年金

ID1001026

国内に居住する20歳以上60歳未満の全ての方は、国民年金に加入することになります。

国民年金保険料を納めることで、老後や、病気や事故で障害になったときなど、万が一のときにあなたや家族を支えます。

●納付は口座振替が便利でお得

口座振替の前納・早割を利用すると、国民年金保険料がさらに割引されます。

●納付が困難なときは

所得が一定額以下の場合、学生の方は「学生納付特例制度」、それ以外の方には「免除・納付猶予制度」などがあります。

問国保年金課 ☎32-1328

高額療養費(外来年間合算)支給申請の受け付け

ID1001016

令和4年8月1日～令和5年7月31日の外来診療にかかる自己負担額が14万4,000円を超えた場合、申請すると、超えた自己負担分が支給されます。対象となる世帯には、支給申請書を送付します。 ※期間内に保険を変更した方などには送付できない場合があります

対基準日(令和5年7月31日)

時点の所得区分が「一般」または「低所得者(住民税非課税世帯)」に属する70歳～74歳の国民健康保険加入者 ※基準日時点で「現役並み所得者」に該当している場合は、期間中に「一般」または「低所得者(住民税非課税世帯)」の期間があっても、対象にはなりません

問国保年金課 ☎32-1312

国保税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は社会保険料控除の対象となります

ID1001552

1月～12月に納付した国民健康保険税(国保税)・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、確定申告の際、社会保険料控除として全額を所得税や市・県民税の課税対象の所得から差し引くことができます。納付済額の確認方法は下表のとおりです。

特別徴収(年金天引き)された国保税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、年金受給者本人が納付しているため、配偶者などの申告で控除の対象とすることはできません。

納税・納入通知書に記載された金額は年度単位で算定されていますので、控除の対象となる金額とは異なります。

40歳～64歳の方の介護保険料は、医療保険の保険料(国保の方は国保税)に含まれています。詳しくは、加入している医療保険の担当窓口へお問い合わせください。



支払い方法		確認書類
特別徴収	課税年金(老齢年金など)からの天引き	年金保険者(日本年金機構など)から送付される「公的年金等の源泉徴収票」
	非課税年金(遺族年金や障害年金など)からの天引き	1月25日(木)に市が送付する「国民健康保険税納付確認書」「後期高齢者医療保険料納入確認書」「介護保険料納付済額のお知らせ」
普通徴収	納付書払い、口座振替*	

*納付書払いの方は領収書、口座振替の方は預貯金通帳でも確認できます

問国保税・国保年金課(国保グループ) ☎32-1312

後期高齢者医療保険料・国保年金課(医療グループ) ☎32-1325

介護保険料・高齢介護課 ☎32-1286

自動車・軽自動車の名義変更・廃車の届け出

ID1001089

毎年3月は、車両の名義変更や廃車の届出が集中するため窓口が大変混雑します。混雑緩和のため、早めに手続きを済ませてください。

問課税課 ☎32-1193

種類	届出・問合先	電話番号
普通自動車、小型自動車、250ccを超える二輪の小型自動車	愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所	050-5540-2048
軽二輪(125ccを超え250cc以下)		
軽自動車(軽四輪、軽三輪)	軽自動車検査協会 愛知主管事務所 小牧支所	050-3816-1773

給与関係書類の提出を

令和5年1月1日～12月31日に給料・賃金・報酬・利子・配当などを支払った方は、支払金額にかかわらず、1年間の支払分をまとめた書類を提出してください。

●給与支払報告書

提出期限 1月31日(木)

提出先 1月1日現在の受給者の住所の市区町村

●法定調書

提出期限 1月31日(木)(利子・配当などの一部を除く)

提出・問合先 一宮税務署

☎0586-72-4331

●電子データによる支払調書提出の義務化

令和3年1月以降に提出する支払調書から電子申告(e-TAX、市区町村へはeLTAX)または光ディスクなどによる提出が義務付けられる事業主の範囲が拡大されました。支払調書の種類ごとに、前々年に提出した当該支払調書の枚数が100枚以上(改正前は1,000枚以上)の場合は、電子データでの提出が必要です。給与所得の源泉徴収票を電子データで提出する場合は、市区町村に提出する給与支払報告書も電子データでの提出が義務化されています。詳しくは、国税庁のホームページで確認または一宮税務署へお問い合わせください。



結婚活動支援事業 ～稲沢スイーツパーティー～

お洒落なお店でおいしいスイーツを食べながら、トークを楽しむ婚活イベントです。 問地域協働課 ☎32-1146

時2月18日(日)、午後2時30分～4時30分

場&tresse(豊田合成記念体育館「エントリオ」内)(下津北山一丁目)

対25歳～38歳の方 ※女性は、市外・県外の方でも参加できます。男性は、市内在住・在勤・在学で、将来市に居住する意思のある方に限ります

定男女各15人(抽選)

¥1,500円

※2月12日(木)までに納入

申2月5日(月)までに、ホームページ特設サイトを確認の上、申込フォームから応募

他抽選結果は2月6日(火)にEメールでお知らせします



特設サイト



中小企業振興奨励制度

ID1001905 申請書ダウンロード可

中小企業者で、新たに家屋(住宅使用部分は除く)や償却資産を取得した方に、奨励金を交付します。

対市内に事業所を有し、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者で、市税の滞納がない事業者 ※農業などを営んでいる事業者、非営利団体は対象外

対象設備 令和5年中に事業の目的のために取得した家屋・償却資産で、固定資産税が課税されるもの ※他の奨励措置との重複申請は不可

奨励金額 対象設備に係る固定資産税相当額の2分の1(令和6年度分のみ)

申3月29日(金)までに、申請書、種類別明細書に記入の上、商工観光課(☎32-1332)へ

就職支援フェア in いちのみや

時2月8日(木)、午後1時～3時30分

場iビル6・7階(一宮市栄三丁目)

内①就職相談会②職業適性診断③キャリアカウンセラーによる個人相談④就職支援セミナー

他②～④は、1月9日(火)から、一宮市のホームページで先着の事前予約が必要

問①ハローワーク一宮

☎0586-45-2048

②～④一宮市産業振興課

☎0586-28-

9132

